

岡山県山村振興基本方針（変更）の素案について

山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき、本県は、岡山県山村振興基本方針を作成していますが、令和7年3月の法改正を受け、基本方針を変更するものです。

1 振興山村の指定状況

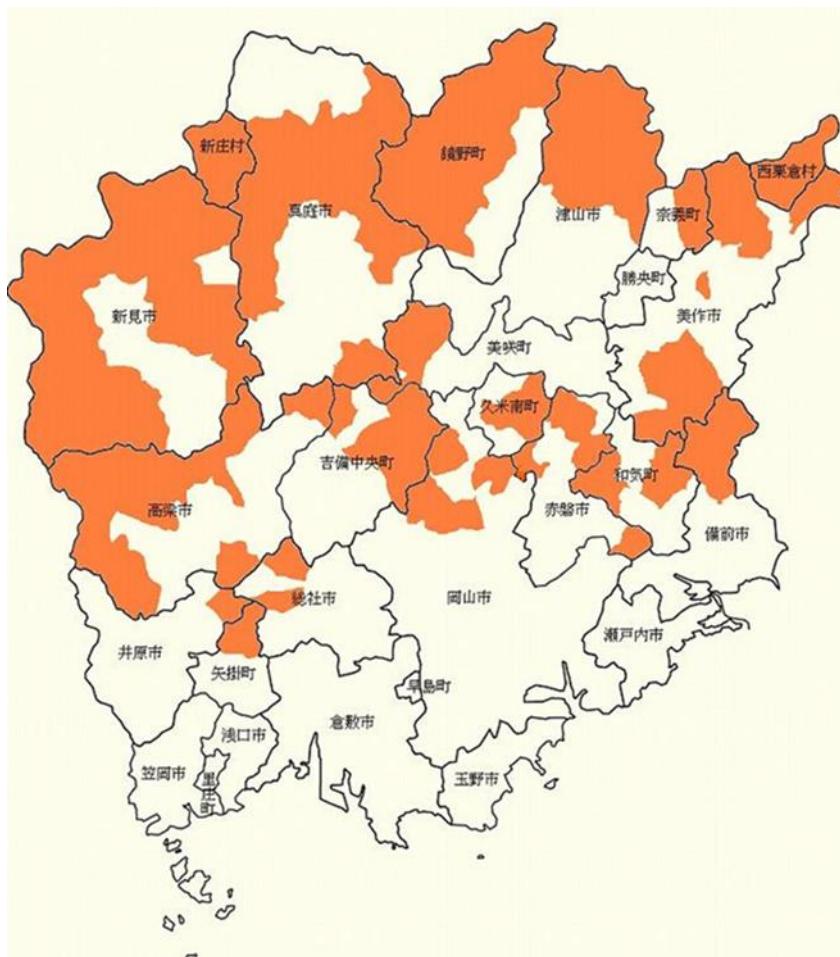
19市町村（全部指定2村、一部指定17市町）

（単位：km²、人、%）

区分	市町村数	面積	人口	林野率
県全域（A）	27	7,114	1,888,432	68.8
振興山村（B）	19	2,812	61,099	86.6
割合（B/A）	70.4	39.5	3.2	—

※出典：国土地理院資料、国勢調査他

振興山村分布図（令和7年4月1日現在）



【振興山村とは】

昭和25年2月1日における市町村の区域を単位として、国が都道府県知事の申請に基づき指定。（指定要件）

昭和35年世界農林業センサスの林業調査結果による林野率が75%以上で、かつ人口密度が1.16人/h a未満。

岡山県山村振興基本方針（変更）素案概要

(注) 下線部分が変更箇所

1. 振興の基本方針

(1) 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

基本目標

- 個性豊かで便利なふるさとづくり
- 地域の特性や魅力を生かした地域産業づくりと振興
- 豊かな暮らしの環境づくり
- 移住、特定居住及び都市と農山漁村の多様な交流の促進
- 公益的機能の維持・増進

2. 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

- ・主要地方道や県道における道路ネットワークの形成、交流・連携の強化
- ・主要集落間を連絡する幹線市町村道の体系的な整備促進
- ・拠点間を結ぶ広域的・幹線的なバス路線等の確保
- ・地域住民等の利用促進による、地域公共交通ネットワークの活性化

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

- ・情報発信機能の強化と情報伝達迅速化のための情報通信施設の整備促進
- ・デジタル社会の形成促進を担う人づくり
- ・先端的な情報通信技術が活用可能な環境整備

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

- ・かんがい排水事業、ほ場整備事業などによる生産基盤の整備
- ・中山間地域等への直接支払などによる農業の有する多面的機能の維持
- ・林業経営の体制づくり、森林整備の担い手確保、木質バイオマス等の利用促進
- ・交通インフラの充実や自然災害の少なさなど、地域の特性をPRした企業誘致
- ・地域の特性を生かした商店や商店街の魅力向上に向けた支援

(4) 産業振興施策に関する基本的事項

- ・産地の規模拡大、生産性向上の取組等を推進
- ・市町村や農業団体等との連携強化による新規就農者の確保・育成

- ・山村ならではの特産物や体験プログラム等の商品やサービスの開発推進
- ・県産材の都市部での利用拡大の推進
- ・野生鳥獣の捕獲対策の推進や捕獲獣の利活用等の被害防止対策を実施
- ・県内産ジビエの需要拡大に向けた処理加工施設の整備や認知度向上のための普及啓発

(5) 防災に係る施策に関する基本的事項

- ・治山や砂防における災害に強い安心で安全な地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりの推進
- ・ため池における緊急度に応じた計画的な改修の推進
- ・「地すべり防止区域」指定地域における緊急度に応じた対策工事の実施
- ・防災マップづくり等のソフト対策を推進

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

- ・市町村に対し、へき地診療所運営事業、医療機器整備事業などの支援
- ・産婦人科等の特定診療科に係る医療の確保、救急医療体制の整備の促進、救急患者の広域搬送体制の確立

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

- ・高齢者の健康や介護予防に関する正しい知識の普及
- ・認知症における予防対策、医療・福祉施設の整備、在宅生活の支援
- ・地域の高齢者を支え合うネットワークづくりの促進
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ・人口流出抑制、移住促進対策における保育所等の充実

(8) 文教施策に関する基本的事項

- ・義務教育における地域性と創意を生かした教育活動による特色ある学校づくりの推進
- ・公民館等の社会教育施設における諸条件の整備及び円滑な運営、効果的な利用の促進
- ・山村の特性を活かした教育、保育の機会、体験活動の場の提供について、農泊施設等の関連施策と併せて実施

(9) 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

- ・地域の実態に即した簡易水道施設等の整備
- ・集落機能の維持向上を図るため、市町村、NPO、企業など多様な主体と連携し、地域運営組織の設立・再構築や活動を支援
- ・集落機能の維持と地域活性化の活動の中心となる地域リーダーなどの人材等の育成・確保
- ・常備消防組織の充実、地域内の各種団体との連携強化

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

- ・I J Uターン希望者、二地域居住希望者に対する定住情報の発信、相談会の開催
- ・体験施設、交流イベントなどの情報発信や特色ある地域資源を発掘・活用し、都市住民に提供
- ・ニーズに対応した生活サービス機能の維持に取り組み、集落道や生活環境等の整備を促進

(11) 担い手施策に関する基本的事項

- ・若者にとって魅力ある就業の場の確保
- ・地場産業の担い手ともなり得る「第3セクター」の育成、強化
- ・雇用の場の確保、労働条件の改善、活力ある山村社会の創造

(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

- ・自然環境の保全・再生、自然景観の保全を促進

(13) その他施策

- ・山村における活力の維持、増進のため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう支援